

生活に面接場面やその内容が直接持ち込まれる人間関係が生じることは避けなければならない。この原則は絶対的な遵守条件となる。

- ⑦ 面接資料は児童記録の一部として厳重に管理されなければならない。情報管理の要件としては、面接情報はその面接の本来目的である、子どもの児童福祉法上の行政行為、処分行為の判断の根拠情報としてのみ使用され、高度にセンシティブな個人情報として管理されなければならない。

児童相談所が行う刑事告発の際の資料提出や家庭裁判所への児童福祉法第28条や第33条の申立て証拠資料として提出される場合には、正当な目的外使用として児童福祉審議会等の意見を確認しておくと共に、裁判過程での相手方からの謄写申請の際の扱いについて、裁判所と事前協議を経て協議し、上申を行っておく。

- ⑧ 刑事捜査において子どもについての情報提供が求められる、あるいは刑事裁判において子どもの被害に関する証言が求められる、あるいは民事訴訟において裁判所からの調査協力、裁判所の審尋で面接資料を求められることなどが起こり得る。

刑事捜査における情報提供は正式な事情聴取であれば、可能な範囲内で対応するのが前提となる。個人情報や今後の指導上の不都合がある場合には限定的な協力となるか、令状押収をもって対応してもらうことになる。

子どもの公判廷での証人出廷の要請はその要件に関する裁判過程に影響を与

える重要事項であることが多く、子どもの福祉に重大な危惧があったとしてもなかなか拒めない。日本の現行法上はそれに代わるものとして子どもの面接資料は証拠とならない。これについては欧米でも子どもの面接資料が主尋問に代わるものとして証拠採用されていてもなお、証人申請があれば、法廷での証人としての招致は裁判官の裁量事項である。面接者自身の証人申請を含め、証言の際のビデオリンクの利用や被害者プライバシーの保障を求めることが課題である。

民事訴訟における面接資料の提供は各自治体の判断裁量範囲内であるが、本研究班としては、子どもの安全確保についての明白な利害関係が関与し、その結果として子どもの利益が判断できない限り、提出すべきでない目的外使用に当たると考えている。特に親権者の依頼による保護者や子どもの代理人弁護士が資料を求めた結果、裁判所からの調査嘱託等があった場合、その資料提供は将来的にその時点では判断不能な様々な利害関係の資料として面接資料が使用される可能性が高く、提供すべきでない。

- ⑨ ビデオ記録は欧米の裁判における標準的な証拠資料の原則であるが、わが国にはその原則は無い。また日本の児童福祉上の処分決定に欧米のように裁判所の裁定が直接関与することはないので、現時点で面接のビデオ録画要件はもっぱら記録の客観的資料化、厳密さを求めていることだけである。録画された面接記録は子どもの日常生活に関与

する者が見るべきでは無く、それはバックスタッフメンバーの参加制限と同様の基準・理由である。

これまでの経験では、面接者のトレーニングにおいてはビデオ録画は有効である。

5. 被害確認面接の実施タイミング

欧米の制度下における forensic interview の実施と子どもの生活圏からの加害者排除のシステム、子どもたちの認識について平成 21 年度報告書で触れているので参照されたい。

日本の現状からすれば、児童相談所としての被害事実調査には少なくとも 2～3 週間の時間が必要で、被害確認面接の実施についても子どもの分離保護についての適応、事態の理解と情緒的安定を考慮して 2 日～1 週間程度のタイミングの調整が必要と考えられる。

通告や一時保護について、何らかの準備性を持たないために強い困惑と動揺を経験することになる日本の子どもへの被害確認面接は、必ずしも保護の直後に実施すべき最適なタイミングがあるとはならない。もちろん不必要な情報汚染を最小限度に抑えるためにも事例ごとの最短時間で実施されるように調整することが望ましいが、そのためには保護をめぐるケア体制、臨機応変に出動できる対応チームの設定等、人員体制も含めた体制強化が必要である。

6. 面接技術者の資格と訓練について

面接者の資格と訓練については平成 20・21 年度の報告書に詳しく述べたのでそれらを参照されたい。これらの業務はソー

シャルワークとしての専門性が基本前提となる。

当面の児童福祉分野における被害確認面接者となる者の資格としては、①児童相談所の相談実務を担当する職員およびその関係者で、組織としての何らかの認知・承認を受けた者とするのが妥当であると考えられる。

7. 複数の面接技法について

面接法については複数の技法各国に存在する。そのいずれを採用するかについては、臨床的な専門性が確保される限りにおいて、いずれの技法も認められるべきである。

本研究班では、訓練を含めて NICHD ガイドライン日本版についての科学技術振興機構「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトチームの協力を得て面接法と訓練プログラムの開発に入っている。NICHD ガイドラインを採用してきたが、実務上のモニター協力児相では米国 CornerHouse の RARACTM の面接も併行して実施している所も増えつつある。

RARACTM は独自の訓練システムを日本国内に確立しているという意味でも現在、唯一の NICHD とパートナーとなる面接技法である。二つの技法には対照的な特徴がある。RARACTM は幼い子どもや性暴力被害についての証言を行うという困難な課題に子どもができる限りスムーズに対応できるように、分節化した面接設定を用意し、必要に応じて、法的な立証性を損なわない限りにおいてできる限りの情報枠組みをあらかじめ提示しながら、子どもからの聴き取りを行うところに特徴がある。実際にそうした設定によってなかなか容易でない子

どもの混乱しやすい経験についての、より正確な証言が得られてきた実績がある。また関東地方を中心として学習会、情報交換の場を設けて多くの児相職員のサポートを行ってきた。学習会には NICHHD を採用している本研究班もメンバーとして参加している。また平成 22 年夏には日本子ども家庭総合研究所において米国 CornerHouse セミナーの視聴学習会を開催して最新の米国の情報提供を行っている。

これに対して NICHHD プロトコルはこれまでの様々な国での子どもの法廷証言等についての法的立証性の研究、誤誘導の研究等を踏まえ、可能な限り事前情報を与えないで、子どもからの自発的な証言を得ることを目指している。またプロトコル自体を学術誌(Child Abuse and Neglect)上に公開し、基本趣旨を違えない限りにおいて、世界各国、各地の実情に合わせた翻訳・修正を許容し、研究者の連帯と立証的データの集積を求めている。

技法において対照的なアプローチ法の日本での展開は今後の我が国における forensic interview の発展のためには望ましいことであり、できれば他の技法についても今後導入が進むことを期待したい。

技術的な事に関してはひとつだけ注意事項がある。それは技法の流用と混淆についてである。専門資格の認定と専門技能の運用に厳格な英米のシステムは、専門家としてだけでなく、社会的にも裁判所が管轄する証拠法上の審査規定という枠組みの中で関係する専門性が規定されている。forensic interview においても、特定の司法管轄区では採用される面接法は標準的に規定されて

おり、それ以外の手法による事情聴取は手法の違いという要件だけで立証性において不利となる。

こうした管理システムが存在しない日本ではしばしば、十分な妥当性の検証なく特定技法の断片的流用や混淆が工夫・応用の名のもとに生じやすい。もちろん十分な立証データの蓄積・検証の上で技法の修正を行うことは学術的にも社会的にも承認されることであるが、そうした厳密な手続きを経ないで、厳密に検証されてきた技法がそうでない条件での現場的工夫として変形・加工されることが問題となる。

RARACTM と NICHHD プロトコルについては、上述のようにその基本姿勢の違いからも決して混淆してはならない手法であることを確認しておきたい。

子どもへの適用においては二つの面接が時間差をおいても適用されるとすれば、事前情報を与えない NICHHD の実施の後で RARACTM の実施は情報汚染に関してあまり問題を生じさせないと考えられるが、逆はかなり難しいと理解しておくべきである。

8. モニター児相における面接の実践状況

平成 22 年 1 月 19 日から平成 23 年 1 月 20 日までに実施された面接トレーニング研修は、児相によっては直ちに相談所実務における面接の実施となり、そのフォローアップ研修や自治体ごとのフォローアップ研修において、面接技法上の更なる継続研修・訓練ニーズが浮かび上がることとなっている。今回平成 22 年 1 月の訓練開始から平成 22 年 11 月 30 日までの期間においてガイドライン試行版のモニター児相となった 22 か所の児相で 176 件の性的虐待・家

庭内性暴力、その他の性暴力被害事例の取り扱いがあり、そのうち 52 件に NICHD プロトコルによる面接が、12 件に RARAC™ による面接が、29 件似その他の手法による被害確認の事情聴取が実施されたと報告されている。176 事例の詳しい内容は「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班」の報告書を参照されたい。ここでは被害確認面接に関する部分を紹介する。

【面接の実施と被害確認の状況】

表 1. 図 1. は、面接手法と面接による子どもの被害確認の結果を示す。

表 1. 被害確認手法と確認結果

被害確認面接	事実確認	疑いのみ	確認せず	拒否	不明	合計
NICHD	32	10	7	1	2	52
RATAC	10	2				12
その他	21	2	5	1		29
未実施	2	5	1	75		83
合計	65	19	12	3	77	176

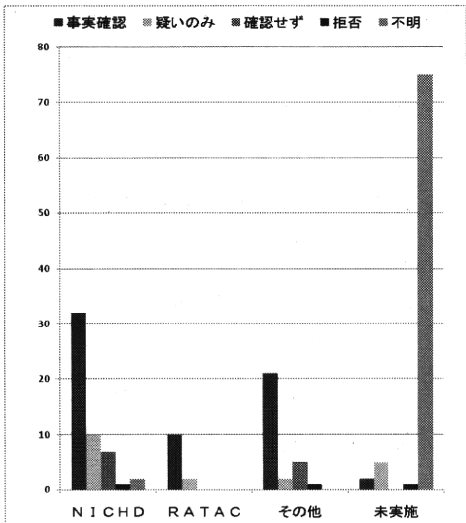


図 1. 被害確認手法と被害確認結果

面接は実際は様々な子ども居場所において実施された。一時保護されている子どもが最も多いのだが、在宅の子どももかなり

ある。表 2. はそうした子どもの居場所ごとの被害確認手法とその結果の一覧である。

表2 子どもの居場所と被害確認手法、被害確認結果 n=176

被害確認面接	子どもの居場所と被害の確認結果																			合計	
	一保					在宅					施設					不明					
	事実確認	疑いのみ	確認せず	拒否	不明	事実確認	疑いのみ	確認せず	拒否	不明	事実確認	疑いのみ	確認せず	拒否	不明	事実確認	疑いのみ	確認せず	拒否		不明
NICHD	24	8	4	1	2						3	1				1					52
RATAC	9	2				1															12
その他	12	2	3			7	2	1			2										29
未実施	2				23	1	3	1	50	1				2							83
合計	45	14	7	1	25	13	4	5	2	50	6	1	0	0	2	1	0	0	0	0	176
	92					74					9					1					176

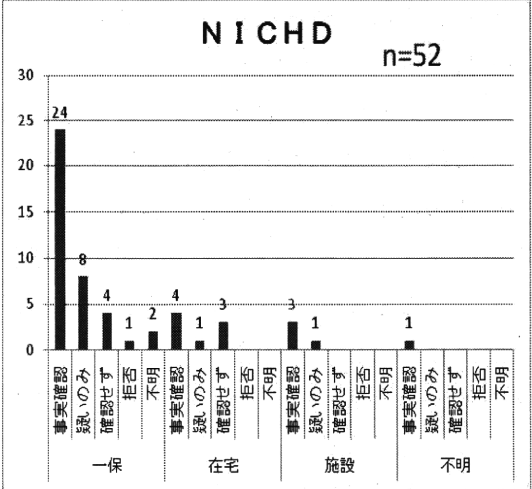


図 2. NICHD プロトコルによる面接

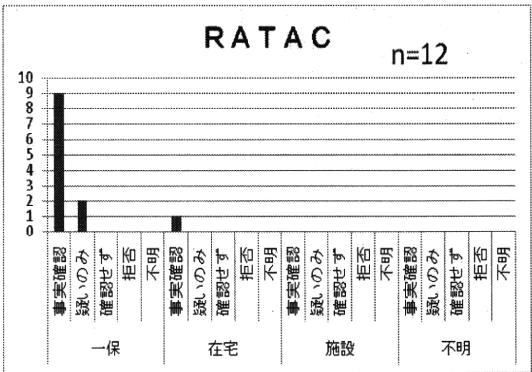


図 3. RATAC™ による面接

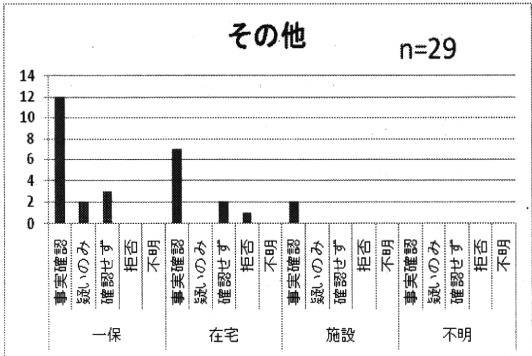


図 4. その他の方法による面接

図 2. ～4. に各面接手法による概要を示す。
 その他の方法の内容で記載があったのは、
 児童相談所の被害調査票 4 件
 リフカーに従って聴いた 2 件
 タッチサーベイで聴いた 1 件
 通常の面接法の範囲内 1 件
 で他の 21 件は具体的な記載が無いので不明である。

【記録方法とバックスタッフ】
 面接の記録方法とバックスタッフの配置
 については NICHD と RARACTMについて
 のみ集計した。

表3. NICHDIによる面接の概要

記録方法		バックスタッフ	
		あり	なし
ビデオ	36	36	0
録音(+筆記)	4	3	1
筆記のみ	11	5	6
記載なし	1	0	1
合計	52	44	8

表4. RATACTMによる面接の概要

記録方法		バックスタッフ	
		あり	なし
ビデオ	11	11	0
録音(+筆記)	1	1	0
筆記のみ	0	0	0
記載なし	0	0	0
合計	12	12	0

さらに NICHD についてその記録方法を詳しくみた結果を表 5. に示す。

表5. NICHDIによる面接の記録方法、バックスタッフ、面接者の担当状況

	記録方法				バック		面接者			合計
	ビデオ	録音	筆記	記載なし	あり	なし	女単	女複	男女	
	●	●	●	●	●	●				
事例担当者以外のスタッフが対応したが、1件は担当範囲外	●	●			9	9				9
	●	●			5	5				5
	●		●		3	3				3
	●				13	8	5			13
		●	●		2	1	1			2
			●		1	1	2			2
事例担当者が関与			●		5	4	4	*		9
				●		1				1
	●	●			4	4				4
	●				1	1				1
	●		●		1	1				1
合 計					44	40	7	1		52

*内1事例はペアの一人として面接

D. 考察

1. 児童相談所における被害確認面接の今後の展開について

まず、児童福祉法領域における子どもからの法的な立証性に配慮した事情聴取法としての forensic interview の必要性和実質的な運用の成果は本研究班の活動によって確認されたものとみられる。性的虐待事案以外の事案においても、子どもの発言、子どもからの事情聴取に法的な立証性の配慮を要する事情聴取においては、基本的に forensic interview に準じた面接法による聴取が必要であることがモニターを経験した児相間で意識化されつつある。

課題としてはそうした認識と対応ニーズについて、これは性的虐待対応全般のシステム化とも併せてであるが、どのように体制整備し、またその専門性をいかにして具体的に維持、発展、検証していくかであろう。これらの課題は全国的な課題であり、年次、期間、地域によって相談事例の出現にばらつきとランダム性が大きいことから考えても国レベルのサポート体制が必要であると考えられる。

また被害確認面接の実践的な技術習得と習熟のためには、

- ① 最初の基本的な集中訓練
- ② 事後の継続的な指導訓練
- ③ 定期的な見直しと技術の維持・向上のための訓練
- ④ 対応全般の考え方、システムに関する組織的合意と運営を整理するための協議
- ⑤ 全般的な課題整理と検証活動による①～④への情報フィードバック

等が必要である。このための制度的な課題としては、公的機関としての研修・訓練システム、継続的なフォローアップシステム

の構築が必要と考えられる。

また、複数の専門技術が公的機関、民間の協力において展開することが、課題対応の柔軟性や選択肢の多様性の保障という観点から有効であるとみられ、また児童福祉、刑事・司法、医療各分野での今後の展開のためにもそうした多様性を把握・理解することが重要であると考えられる。

2. 子どもからの事情聴取全般の課題

公的な課題としては、様々な法的審査における客観性を保証した子どもからの事情聴取のあり方の標準化が問われる課題であると考えられる。個別の事情聴取、性暴力被害の聴取法としては公的・民間、両方での複数の専門性と訓練法の展開があることが望ましいが、他方、そもそもの児童福祉ソーシャルワークにおける、子どもからの事情聴取について、forensic interview の面接技法の導入は、性暴力被害確認面接以外の様々な子どもとの接点における事情聴取の統一的な観点整理と技法上の課題を明らかにすることとなった。

例えば、子どもの性暴力被害の事例対応で、forensic interview を成立させるためには最初の接触の時点から、実際に被害確認面接が行われるまでのあらゆる場面で、情報汚染を起こす危険性を排除しなければならない。これはすべての子どもの面接、あらゆる事情聴取において、暗示、誘導、教唆、強要、報酬等の情報汚染の危険性を排除できる専門性を、子どもに関わる全ての機関職員が共有することを要請している。

3. 性的虐待対応の今後

児童福祉における性的虐待対応の全国的

な展開という視点からみると、都市部の大規模な児童相談所ではそれなりの件数の相談が常時発生しており、人員体制の整備においても児童相談所自身の基本的対応力の整備が必要である。

これに対して地方の小規模児童相談所では、まず相談件数自体が少なく、事例の対応件数としても稀な少数事案であることが多く、常時その対応体制を専門性においても人員体制的にも保持することの実効性が相対的に低いと考えられる。こうした地域においては、広域の対応体制を別に配置して随時必要に応じて出動できることが望ましいかもしれない。これには、性暴力被害者救援センターとしてのワンストップセンターの配置や民間団体による専門家派遣等を含めた対応を検討する必要性がある。

当面の間の課題としては、

- ① 児童福祉対応全般における子どもからの事情聴取法の見直しと技術の整備。
- ② 児童福祉における forensic interview
刑事捜査における forensic interview
医療診察における forensic interview
のそれぞれの専門性の充実。確立と相互の連携の模索
- ③ 子どもへの性暴力全般についての対応システムの強化・構築とそれを具体的な制度とするための法整備

刑事訴訟法における性暴力犯罪の見直し
性的虐待の家族再統合の考え方の見直し
児童福祉における調査保護の体制確立
性暴力被害者についてのワンストップセンターの創設
児童福祉、刑事司法、女性保護等の体制の相互連携整備

などが挙げられる。

将来の児童福祉と刑事・司法の統合、医療の関与を視野に入れた見通しとしては、医療も含めて、児童福祉と刑事司法双方に対応できる独自の評価センター的な独立機能を構築する体制整備が課題となるだろう。図 5. は「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班」が作成したものであるが、将来的な体制整備の概要を示している。

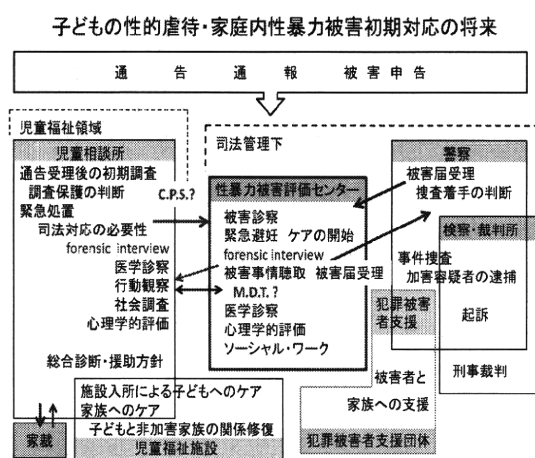


図 5. 将来の性的虐待・性暴力被害問題への対応体制の概要

4. 当面の課題

児童相談所における性的虐待・性暴力被害確認面接の展開はまだ始まったばかりである。当面はその全般的な体制整備と共に面接の専門性の確立、その維持・継続体制の整備を含めた試行とその経過から浮かび上がる課題整理が必要である。

被害確認面接については、基本的な児童相談所向けの NICHHD プロトコルは、ほぼ完成しているが、本格的な実務上の運用はこれからであり、その展開をみながら、基本的要点をさらに吟味し、原則的手順と選択応用手順について、具体的なプロトコルを精査し、臨床現場からのフィードバックを通じてさらに基本的な被害確認手順の標

準化、基礎型を完成することが当面の課題と考えられる。

また本研究の他の分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の成果の展開も含め性的虐待・性暴力被害にあっている子どもの安全を確実に保障できる体制の充実に役立つよう、更なる検証が必要と考える。

E. 結論

子どもの性的虐待・性暴力被害についての児童福祉領域における被害確認面接について、NICHHD ガイドラインによる日本版被害確認面接プロトコルとその基本研修プログラムを作成、性的虐待相談における対応ガイドライン試行版の実施に併せて、その基本的な訓練と試行実施を全国 11 か所の自治体児相において展開しそのフィードバックを得て一応の被害確認面接の基本形を完成させた。

この間の検討を通じて実務的には子どもからの事情聴取全般についての児童福祉ソーシャルワークにおける課題や、今後の展開のための体制整備等の課題性も明らかとなった。これらはなお今後続く課題として取り組まれることが望まれる。

F. (省略)

G. 研究発表

日本子ども虐待防止学会において司法面接の分科会に報告者として参加

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

2. 実用新案登録

3. その他

上記各項目について該当事例はない

参考資料

1. M・アルドリッチ、J・ウッド著「子どもの面接法ー司法手続きにおける子どものケアガイドー」仲真紀子 編訳
2. 齋藤憲一郎、脇中 洋 訳 2004 年 北大路書房
3. 英国内務省・英国保健省 編 「子どもの司法面接ービデオ録画面接のためのガイドラインー」仲真紀子・田中周子 訳 2007 年 誠心書房
4. W・ボーグ、R・ブロードリッグ、R・フラゴ、D・M・ケリー、D・L・アービン、J・バトラー 著「子どもの面接ガイドブックー虐待を聞く技術ー」藤川洋子、小澤真嗣 監訳 2007 年 日本評論社
5. E・W・バトラー、H・フクライ、J-E・ディミトリウス、R・クルース 著「マクマーチン裁判の深層ー全米史上最長の子どもの性的虐待事件裁判ー」黒沢 香、庭山英雄 編訳 2004 年 法と心理学会叢書
6. ジョン・E・B・マイヤーズ、ルーシー・バーリナー、ジョン・ブリエール、C・テリー・ヘンドリックス、キャロル・ジェニー、テレザ・A・ライド 編 「マルトリメントー子ども虐待対応ガイドー」 p94-p129 p349-p367 p479-p505 p506-p546 p547-p580 小木曾宏 監修、和泉広恵、小倉敏彦、佐藤まゆみ、御園生直美 監訳 明石書店
7. 岡本正子「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン〈児童養護施設版〉」ー平成 19 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書ー2008 年 こども未来財団
8. 保坂 亨 編「日本の子ども虐待」 p375-p420 2007 年 福村出版
9. 千葉大学教育学部研究紀要 第 46 巻 I : 教育科学編「偽りの記憶と諸尺度ー被暗示性尺度 (GSS,CIS) と解離体験尺度 (DES)ー」 p1-p18 仲真紀子
10. 日本子ども虐待防止学会 (JaSPCAN) 虐待に関する制度委員会結果報告「児童相談所における性的虐待事例への対応課題に関する調査」2006 年
11. Christopher J・Hobbs、Helga G・I・Hanks、Jane M・Wynne 「子どもの虐待とネグレクトー臨床家ハンドブックー」 p129-p263 稲垣由子、岡田由香 監訳 2008 年 日本小児医事出版社
12. Pamela Crow,L..C.S.W. Judy Bultler,M..Ed 「HELPING CHILDREN RECOVER

FROM SEXUAL ABUSE:A GUIDE FOR PARENTS」 CARES NORTHWEST

13. 「児童青年精神医学とその近接領域 パネルディスカッション『子どもの司法面接』 Vol.49.no3 p91-p95
14. 子どもの虐待防止センター「CAP ニュース第 67 号 2008 年夏 子どもへの性虐待ー私たちが今できることはー」 P1-p12
15. 西澤 哲他「性的虐待を受けた子どもたちへのソーシャルワーク的援助及び心理的ケアのあり方に関する研究ー海外での取り組みの検討を中心にー」 平成 11 年度 児童環境作り等総合調査研究事業 2000 年
16. 鎌田 穰 監修 京都ノートルダム女子大学 心理臨床センター編集 「心理・福祉のファミリーサポート 5 性的虐待への対応ー他職種チームと法的インタビュー 桐野由美子」 p138-p173 金子書房
17. Erin Sorenson 他 著 Handbook on Intake and Forensic Interviewing in the Children Advocacy Center Setting /National Children's Alliance OJJDP Washington,D.C 1997 こども未来財団 平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業「性的虐待事例への援助方法に関する研究班 (主任研究員 萩原総一郎) 2004 年 「CAC におけるインタークと法的インタビューハンドブック (抄)」
18. 伊東かほり、武井明 「性的虐待を受けた女子 10 例の臨床的検討」 児童精神医学とその近接領域 49 号 (1) ; p14-p24 2008 年
19. 田中晶子「子どもへのインタビューー虐待事実の識別技法としてー」四天王寺国際仏教大学紀要 第 44 号 2007 年
20. ハワード・ドゥボヴィッツ、ダイアン・デパンフィリス 編著 庄司順一 監訳「子ども虐待対応ハンドブックー通告から調査・介入そして終結までー」 p136-p232 明石書店
21. 山田不二子 「性的虐待の診察方法」小児科臨床 Vol.60 No.4 p697-p707 2007 年
22. 杉山登志郎 編 「児童養護施設における性的虐待対応マニュアル」 2008 年
23. 神奈川県中央児童相談所「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書」 2004 年
24. 神奈川県中央児童相談所「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書 (第 2 回)」 2007 年
25. Sherry Bohannon, LCSW、Terry Chianello, LCSW、Robin Flagor, BSW、Jane Gallagher, Supervisor Doug Kettner, Officer, Carl Sieg, Detective, Retired, Charles Sparks, JD、Penny Van Ness, LCSW 「OREGON INTERVIEWING GUIDELINES」 SECOND EDITION 2004
26. STATE OF MICHIGAN GOVERNOR'S TASKFORCE ON CHILDREN'S JUSTICE

- AND FAMILY INDEPENDENCE AGENCY「FORENSIC INTERVIEWING PROTOCOL」
27. Guidelines for medico-legal care of victims of sexual violence : WHO Library Cataloguing-in-Publication Data World Health Organization 2003 GENEVA p75-p102
28. Linda Halliday-Sumner 著 テナー・ネットワーク訳「開かれる心 教師や警察官、専門家に求められる対応」2001 テナー・ネットワーク
29. 西澤哲「性的虐待を受けた子どもの聞き取り面接のあり方に関する研究」平成 17-19 年度厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山眞紀子 2008 年
30. John E..Myers 著 小倉敏彦 訳 「法的システムと子どもの保護」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」16 章 2008 年 明石書店
31. Karen J. Saywitz, Gail S. Goodman, Thomas D. Lyon 著 関根和生 訳 「法廷内の内外における子どもへの面接 近年の研究とその実践的意義」小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」18 章 2008 年 明石書店
32. Kenneth V. Lanning 著 小倉敏彦 訳「子どもの性的被害の犯罪捜査」小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」17 章 2008 年 明石書店
33. John E..Myers,Paul Stern 著 片上平二郎 訳「専門家の証言」小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」19 章 2008 年 明石書店
34. John E..Myers 著 小倉敏彦 訳 「法的システムと子どもの保護」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」16 章 2008 年 明石書店
35. 四方耀子 ほか「アメリカにおける児童虐待の対応－視察報告書－」2004 年 平成 15 年度研究報告書 子どもの虹情報研修センター
36. 岡本正子「性的虐待を受けた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究」p161-p201 2008 年 平成 19 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究（主任研究者 高橋重宏）」 研究報告書
39. 平成 20 年度 厚生労働科学研究補助金 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「子どもの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」研究報告書 2009 年
40. 平成 21 年度 厚生労働科学研究補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「子どもの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」研究報告書 2010 年

性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究

研究分担者	岡本 正子	大阪教育大学教育学部
研究協力者	八木修司	関西福祉大学（情緒障害児短期治療施設班責任者）
	山本恒雄	日本子ども家庭総合研究所
	小杉 恵	大阪府立母子保健総合医療センター
	丸山恭子	カウンセリングルームまるやま
	藤原慶二	関西福祉大学
	塩見 守	情緒障害児短期治療施設清水が丘学園
	中村有生	情緒障害児短期治療施設清水が丘学園
	新美裕之	情緒障害児短期治療施設あゆみの丘
	平岡篤武	静岡県健康福祉部福祉こども局
	中垣真通	静岡県富士児童相談所
	高田豊司	児童養護施設広畑学園
	渡辺葉一	児童養護施設あおぞら
	三好真由美	児童養護施設清心寮
	坂井加代子	児童養護施設高鷲学園
	榊本理香	児童養護施設遙学園
	薬師寺順子	大阪府福祉部子ども室
	渡邊治子	大阪府子ども家庭センター
	三宅和佳子	大阪府子ども家庭センター
	花房昌美	大阪府子ども家庭センター
	前河 桜	大阪府子ども家庭センター
	伊庭千恵	大阪府子ども家庭センター
	林めぐみ	大阪府子ども家庭センター
	三浦由起	大阪府子ども家庭センター
	南まどか	大阪府子ども家庭センター
	久保田富紀	大阪府子ども家庭センター
	井上直子	堺市子ども相談所
	松本佳奈	堺市子ども相談所

研究要旨

研究3年目の今年度は、①平成21年度に作成し全国の児童養護施設および情緒障害児短期治療施設に送付した「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン（試案）」に関するアンケート調査、②試案に関する、施設への聞き取り調査、③研究班メンバーによるケア・ガイドライン実践編の充実（Q&Aやモデル事例の作成など）を行った。

アンケート調査は全国の児童養護施設および情緒障害児短期治療施設を対象に、ケア・ガイドライン試案で提唱したケア内容に関する施設の取り組み状況と施設現場への適合性（有用性）に関するものである。アンケートの全回収数は326施設（54.2%）で、そのうち児童養護施設292施設（全児童養護施設の51.4%）、情緒障害児短期治療施設26施設（全

情緒障害児短期治療施設の 78.8%)、不明 8 施設 (1.2%) から回答を得た。ケア・ガイドラインの有用性に関する質問へは、有用が 194 施設 (62.0%)、有用ではないが 8 施設 (2.6%)、どちらともいえないが 95 施設 (30.3%)、不明が 19 施設 (6.1%) であった。

これらのアンケート調査結果と施設への訪問調査をもとに、「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」を策定した。

A. 研究目的

本研究分担班では、性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアを担っている児童養護施設と情緒障害児短期治療施設のケアの実態をふまえ、また児童相談所のソーシャルワーク機能と連動したケア・ガイドラインを作成することを目的としている。

今年度は、①昨年度作成したケア・ガイドライン（試案）に対する現場からのフィードバックを得ること、②研究班メンバーによるケア・ガイドライン実践編の充実を行い、「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」を完成する。

B. 研究方法

研究方法は、アンケート調査および施設への聞き取り調査と、研究班メンバーによる討議である。

1. アンケート調査

(1) 調査目的

平成 21 年度に作成し各施設に送付した「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン（試案）」に関する施設における取り組み状況の把握と施設現場への適合性について調査を行い、施設現場の実情を踏まえたケア・ガイドラインを作成することを目的とする。

(2) 調査方法

① 調査対象

全国の児童養護施設 568 施設及び情緒障害児短期治療施設 33 施設、合計 601 施設

② 調査方法

無記名式質問紙の郵送調査

③ 調査期間

平成 22 年 8 月～22 年 9 月

④ 回収数および回収率

全回収：326 施設（回収率 54.2%）

そのうち

児童養護施設 568 施設中 292 施設
（回収率 51.4%）

情緒障害児短期治療施設 33 施設中 26
施設（回収率 78.8%）

無回答 8 施設

2. 聞き取り調査

先進的に取り組んでいる施設、および方法論を模索している施設に研究協力者が訪問し、聞き取り調査を行った。

（倫理面への配慮）

調査書の入力、および調査結果については、個別施設の情報の扱いに十分注意し、統計処理を行った。

C. 研究結果

1. アンケート調査結果

(1) ケア・ガイドラインの有用性について

有用性に関しては、「有用」194 施設

(62.0%)、「有用ではない」8施設(2.6%)、「どちらともいえない」95施設(30.3%)、「不明」19施設(6.1%)であった。

「有用」の内容を大別すると、①課題が整理されていて基本的な枠組みがわかる、②自分の施設の整理や振り返りに役立つ、③施設職員の課題共有に役立つ、④有用であるが、同時に体制整備を共に進める必要があるなどであった。内容を具体的に見ていくと、①は「入所児童の抱えている課題・状況はさまざまに質・量ともに多岐にわたるため、課題別に整理されたステップ1・2・3の考え方は有用」「ガイドラインがあることで基本的な枠組みをもて何が必要かわかる」「段階をおっていることや時期を分けてあるので使いやすさがある」「目標への到達度がわかりやすい」などであった。②は、「指標の枠組みがあることは支援体制がとりやすく振り返りも行いやすい」「各施設が今できているかどうか確認する上でも必要」「取り組みの見直しや対応状況のチェックの機会になる」「問題点が整理されていて自施設の欠点がわかり、修正方向が確かになる」などであった。③は、「施設内のコンセンサスづくりに活用しやすい」「段階的に施設内の体制を確立し、また職員の認識を統一していくため」などであった。④は、「設問事項は施設の現状の課題でもある」「施設の取り組む課題・目標がはっきりとわかる。ただ、実態とのギャップが大きく施設体制の改善と合わせて構築する必要がある」などであった。その他、「デリケートな問題ゆえに、細かく枠組みされた体制の中で丁寧に見ていく必要を感じるため」、「マニュアル的なものがあるといざという時に心強く取り組みやすい」などの意見もあった。

「どちらともいえない」には、「項目は十分評価できるが、どの養護施設も実施できる体制にはおかれていない」や「理想的な内容だが、もう少し現実に即した内容がほしい」という意見などがあつた。

(2) 各ステップの実施度と実施困難な理由

1) 実施状況

試案で提案したステップ1・2・3の各項目の実施状況を、図1～図3に示している。

STEP1「子どもが安全・安心して生活できる生活環境(居場所)をつくる」(15項目)の実施度は、58.6%～96.3%にわたっている。そのうち高率(90%以上)に実施されている項目は、「入所時に施設生活のルールについて説明している」、「日常的な児童の状況について引継ぎができて」、「幼稚園や学校の先生との連携がとれている」、「児童相談所との連携がとれている」であった。

一方、「実施するのに困難」と思われる項目のうち困難度が比較的高率である項目が、「入所前に職員全員で児童の状況を確認している」、「子どもと職員間に信頼関係ができて」、「年齢に応じた個のスペースを意識した空間づくりの工夫をしている」、「職員の役割分担がはっきりしており、SVを受ける体制がある」とあつた。その際、「子どもと職員間に信頼関係ができて」は、個々の子どもを考えた場合に回答しづらいという意見が多く、質問および回答欄の工夫を要する質問であつたことが伺われ、この質問については、この結果が現状を反映しているとはいえない結果である。

STEP2「子どもの再被害や問題行動を予防し、健全な発達を支援する。組織として

の対応体制を確立し家族を支援する」(10項目)の実施度は、34.7%~96%にわたっている。そのうち比較的高率(70%以上)に実施されている項目は、「子どもの支援計画を作成する人が決まっている」、「児童相談所との連携による外泊や面会のマネジメントができています」、「一人ひとりの子どものアセスメントができています」、「子ども集団の状況について定期的にアセスメントする機会を持っている」であった。

一方、「実施するのに困難と思われる」項目のうち困難度が比較的高率な項目は「施設内で性的加害・被害が起こったときの対応マニュアルを作っている」、「子ども全員に対して性教育をおこなっている」、「暴力防止に対する取り組みを行っている」、「性被害を受けた子どもへの性教育を行っている」であった。

STEP3「子どもや家族の個別課題を理解し、施設内で組織的アプローチや外部の関係機関と援助連携を図る」(6項目)の実施度は、17.2%~80%にわたっている。そのうち比較的高率(70%以上)に実施されている項目は、「子どもが精神的に不安定になったときに受診できる医療機関を持っている」、「性被害を受け専門的治療が必要な子どもへの心理的治療が実施できる体制がある」であった。

一方、「実施するのに困難」と思われる項目のうち困難度が比較的高率である項目が、「性暴力防止プログラムがある」、「家族への支援プログラムがある」であった。

2) 実施困難な理由

表1~表3に実施困難な理由を示している。

STEP1の困難な理由は、主として「財政・時間・職員数・職員間のコンセンサスの問題」が挙がっていた。その中でも困難度の高かった項目についてみていくと、「入所前に職員全員で児童の状況を確認している」は実施する時間がないこと、「年齢に応じた個のスペースを意識した空間づくりの工夫をしている」は財政上の理由、「職員の役割分担がはっきりしており、SVを受ける体制がある」は、コンセンサスの問題と他の業務に時間がとられているであった。

STEP2の困難な理由については、「財政上や職員数の問題よりむしろ、必要性は理解できるが他のことに時間をとられていることや、施設内のコンセンサスの問題」が主とした課題として挙がっている項目が多く、また「心理職やFSW等の専門職の不足」が理由に挙がっている項目もある。STEP2で困難度の最も高い「施設内で性的加害・被害が起こったときの対応マニュアルを作っている」は多忙さが主要因として挙げられており、また「子ども全員への性教育や性被害を受けた子どもへの性教育」は、多忙さと同時に施設内のコンセンサスの問題が理由として挙がっている。さらに「専門職の不足」という理由が比較的高い項目は、「性被害を受けた子どもへの性教育や、性加害・被害への対応マニュアルを作っている」であった。

STEP3の困難な理由については、ステップ1.2に比し「専門職の不足の割合が高く」なっているが、「必要性は理解できるが当面の課題のため実施が難しいや施設内のコンセンサスの問題」が挙がっている項目も多い。また「受診できる医療機関」に関する質問は、施設のみでは対応できない内容で

あり、「その他」の回答が多かった。

2 聞き取り調査

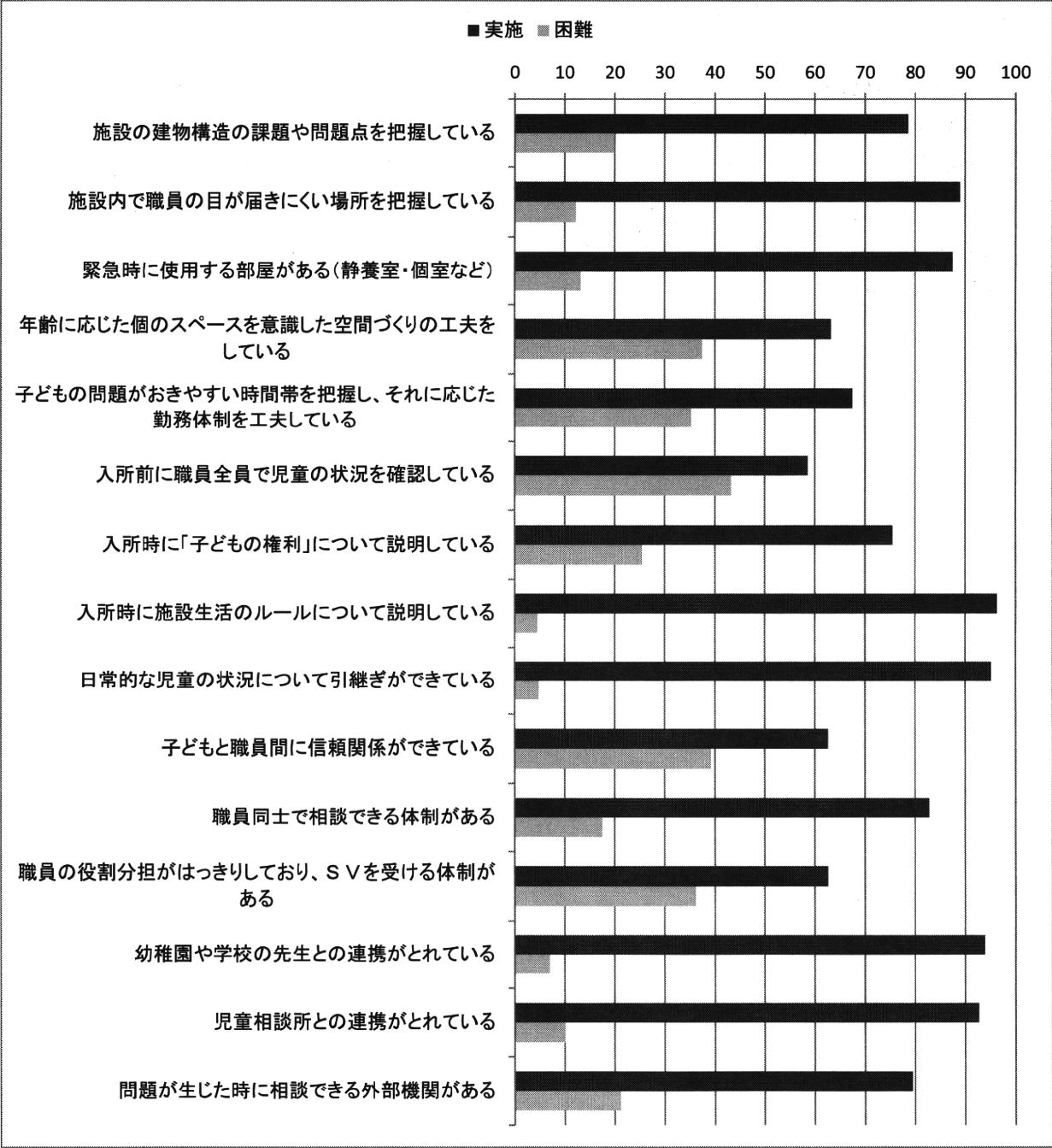
4箇所（大舎、小舎、小規模ケア）へ訪問し、ケア・ガイドラインへの要望および施設における性的虐待を受けた子どもへのケアの状況について、構造上の課題や、ケアを行う際の実践的な対応についての聞

き取りを行った。

3 研究班メンバーによる討議

アンケート調査および聞き取り調査の結果を分析し、ケア・ガイドラインに反映させると同時に実践編の充実（モデル事例作成、Q&Aの検討）を行った。

STEP1「子どもが安全・安心して生活できる生活環境（居場所）をつくる」



※ ■ 実施 ～ 実施されているもの ■ 困難～実施するのに困難であると思われるもの

図1 STEP1の実施度

表1 STEP1「困難」理由（複数回答）

	回答施設数（N）	施設の財政上難しい	実施する時間がない	職員数が少ないことから実施が難しい	施設内のコンセンサスが統一されていない	課題解決のため実施困難	必要性は理解できるが、当面の	心理職やFSW等の専門職員が不足している	その他
施設の建物構造の課題や問題点を把握している	65	52	4	19	10	10	4	8	
施設内で職員の目が届きにくい場所を把握してる	40	12	4	24	5	9	0	3	
緊急時に使用する部屋がある（静養室・個室など）	43	30	0	5	3	4	0	9	
年齢に応じた個のスペースを意識した空間作りの工夫をしている	122	87	5	12	13	15	1	24	
子どもの問題がおきやすい時間帯を把握し、それに 応 じ た 勤 務 体 制 を 工 夫 し て い る	115	14	6	87	14	30	1	7	
入所前に職員全員で児童の状況を確認している	141	3	70	21	18	53	2	34	
入所時に「子どもの権利」について説明している	83	0	12	2	20	16	1	38	
入所時に施設生活のルールについて説明している	15	0	2	0	6	4	0	6	
日常的な児童の状況について引継ぎができていない（記録と引継ぎ）	16	0	8	6	5	5	0	5	
子どもと職員間に信頼関係ができていない	128	0	5	28	19	34	11	72	
職員同士で相談できる体制がある	57	0	16	6	28	18	8	7	
職員の役割分担がはっきりしており、SVを受ける体制がある	118	8	31	26	41	42	19	23	
幼稚園や学校の先生との連携がとれている	28	2	5	3	0	8	1	10	
児童相談所との連携がとれている	33	0	5	3	1	5	1	24	
問題が起きた時に相談できる外部機関がある	69	12	7	1	6	17	4	31	

STEP2「子どもの再被害や問題行動を予防し、厳然な発達を支援する。組織としての対応体制の確立と家族を支援する」

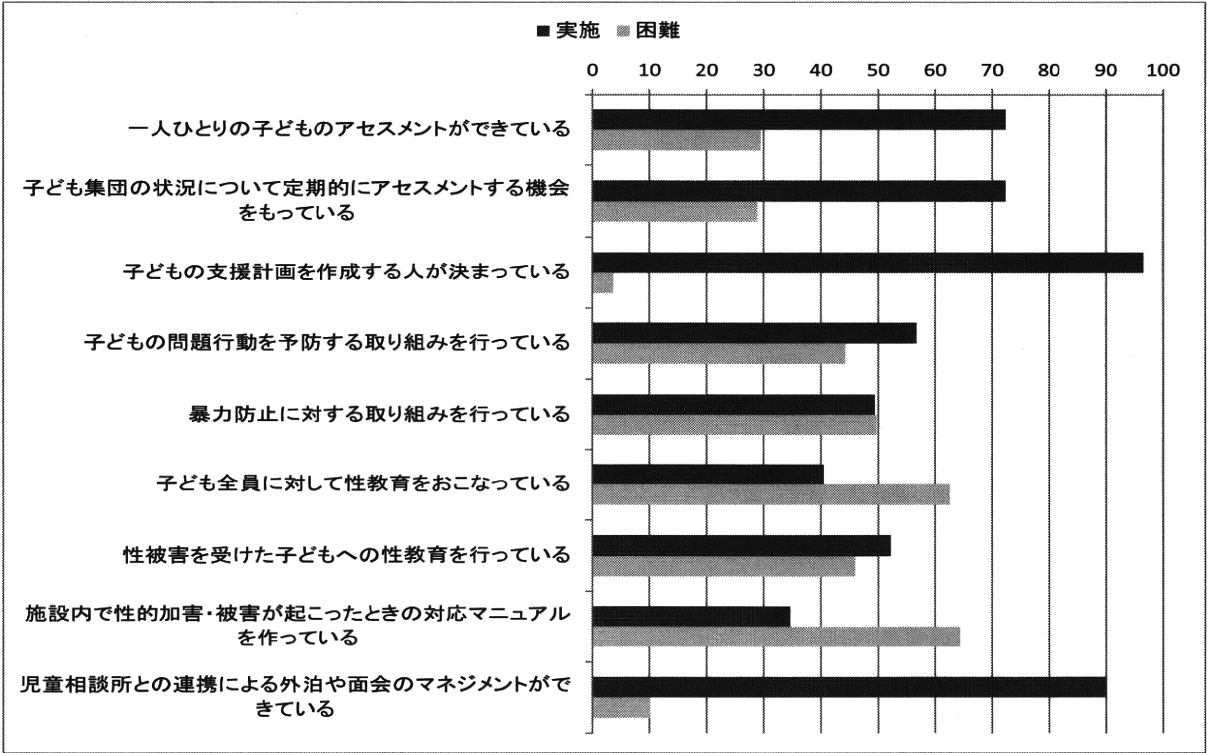


図 2 STEP2 実施度

表 2 STEP2「困難」理由（複数回答）

	回答施設数（N）	施設の財政上難しい	実施する時間がない	職員数が少ないことから実施が難しい	施設内のコンセンサスが統一されてない	課題解決のため実施困難	必要性は理解できるが当面の	心理職やF S W等の専門職員が不足	その他
一人ひとりの子どものアセスメントができている	96	1	39	32	22	52	19	16	
子ども集団の状況を定期的にアセスメントしてる	94	0	51	25	23	48	11	10	
子どもの支援計画を作成する人が決まっている	12	0	2	2	5	6	2	2	
子どもの問題行動を予防する取組みを行っている	144	12	29	23	36	74	13	25	
暴力防止に対する取組みを行っている	162	10	32	21	41	72	14	34	
子ども全員に対して性教育をおこなっている	204	2	32	20	62	84	19	67	
性被害を受けた子どもへの性教育を行っている	150	1	19	12	43	54	28	54	
性的加害・被害の対応マニュアルを作っている	210	1	31	5	53	108	25	60	
児童相談所との連携による外泊や面会のマネジメントができている	33	0	6	4	3	8	4	15	

STEP3「子どもや家族の個別課題を理解し、施設内で組織的アプローチや外部の関係機関と援助連携を図る」

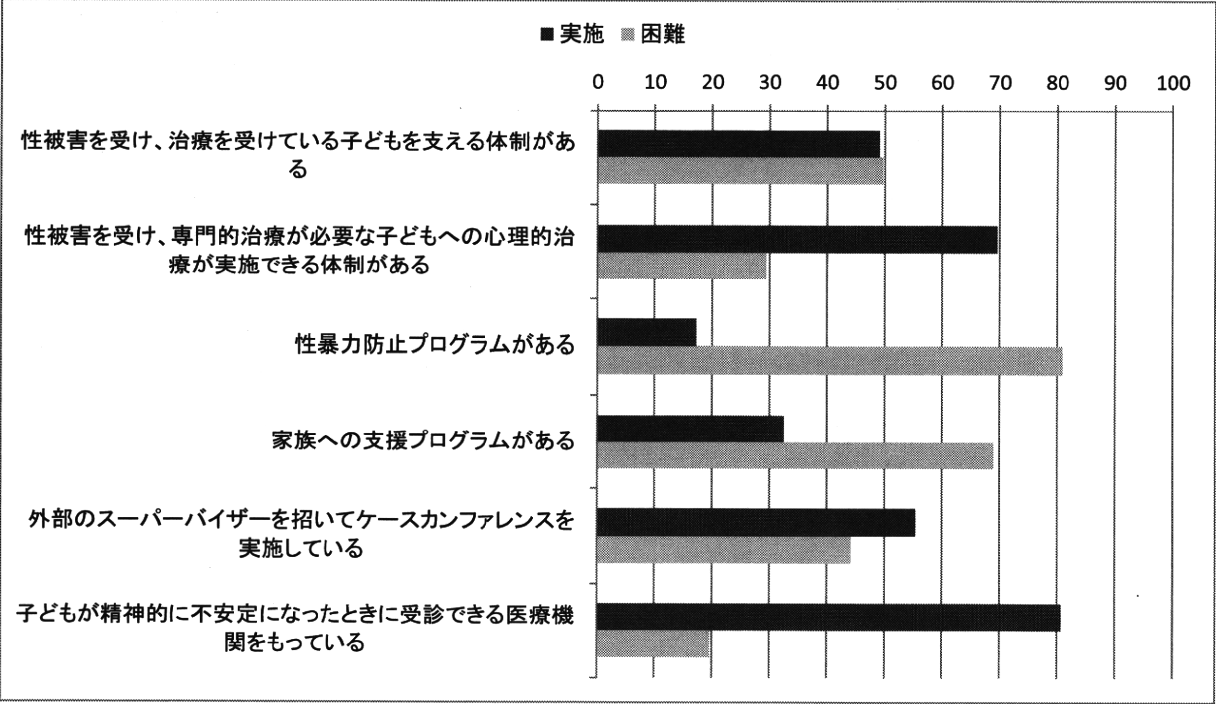


図3 STEP3 実施度

表3 STEP3「困難」理由（複数回答）

	回答施設数（N）	施設の財政上難しい	実施する時間がない	職員数が少ないことから実施が難しい	施設内のコンセンサスが統一されていない	必要性は理解できるが、当面の課題解決のため実施困難	心理職やFSW等の専門職員が不足している	その他
性被害を受け、治療を受けている子どもを支える体制がある	162	8	16	38	35	68	42	44
性被害を受け、専門的治療が必要な子どもへの心理的治療ができる体制がある	96	4	8	14	21	28	35	29
性暴力防止プログラムがある	264	5	28	15	70	136	48	69
家族への支援プログラムがある	225	2	32	37	43	98	43	63
外部のスーパーバイザーを招いてケースカンファレンスを実施している	144	26	38	7	32	54	5	36
子どもが精神的に不安定になったときに受診できる医療機関をもっている	66	9	3	3	8	16	5	26

D. 考察

1. アンケート調査から

(1) ケア・ガイドラインの有用性

回答施設中 62%の施設から有用との回答を得、その内容は大別して①課題が整理されていて基本的な枠組みがわかる、②自分の施設の整理や振り返りに役立つ、③施設職員の課題共有に役立つ、④有用であるが同時に体制整備を共に進める必要がある、であった。

すなわち施設ケアを行う際、STEP1「子どもが安全・安心して生活できる生活環境（居場所）をつくる」、STEP2「子どもの再被害や問題行動を予防し、健全な発達を支援する。組織としての対応体制の確立し家族を支援する」、STEP3「子どもや家族の個別課題を理解し、施設内で組織的アプローチや外部の関係機関と援助連携を図る」という考え方が、一定の理解を得られ支持されたと考えられた。さらに自由記述からは、施設に入所する子どもには、多様な背景と生育歴をもった子どもが増加している現状から、性的虐待を受けた子どものみならず、それ以外の子どもへの施設ケアに関するガイドラインの必要性とそれに対する本ガイドラインの有用性も指摘されていた。

(2) 各項目の実施度・困難度

STEP1・2・3の各項目について、「実施度」と「実施するのに困難なものとその理由」について尋ねた。その結果、項目による差は見られるが、実施度が高いのは、STEP1、STEP2、STEP3という結果であった。実施困難な理由として、施設においては、制度改正（人員配置・設備等）などの施設の構造的な課題に加え、「必要性は理解できるが当面の問題解決のため実施でき

ない」や「施設内のコンセンサスが統一されていない」などの組織体制や職員の意識に関わる項目、さらに医療機関への受診など施設のみでは解決できない問題について、他領域の整備も同時に行われる必要性が指摘されていた。

上記の困難さに関する指摘は重要であり、制度改正や他領域の充実とネットワーク形成の必要性は言うまでもなく大きな課題であるが、一方、現状の中での職員の認識のあり方や、対応法などソフト面の充実も必要であり、本ケア・ガイドラインの紙面はそのことに大きく割かれている。

2 ケア・ガイドラインの充実に向けて

調査結果とそれを踏まえた分析から、ケア・ガイドライン・チェック項目の加筆修正を行った。すなわち、ステップ2と3の項目の入れ替えや、各項目の内容の充実を図った。特に実施度より困難度が高い項目、STEP2の「施設内で性的加害・被害が起こったときの対応マニュアルを作っている」、「暴力防止に対する取り組みを行っている」、STEP3の「性暴力防止プログラムがある」「家族支援プログラムがある」について、その内容を明らかにできるように整理した。

また小舎や小規模ケアの聞き取り調査からは、昨年の調査から得られている子ども集団の構成に関する見解（男女別・年齢別が望ましい）とは異なる実践を行っている施設があった。その視点は、子どもを権利の主体に据えるという基本的な視点を中心に、社会により近い環境の中で社会生活能力を育むという実践であった。施設の小規模化が進む方向性の中、性的被害を受けた子どもを受け入れる時期やメンバー構成についてのより細かい配慮が必要になると考

えられるが、モデルとなる実践と考えられた。しかし現体制のもとでの大舎や中舎における性的虐待や性暴力被害を受けた子どもへのケアについては、子どもを権利の主体に据える基本を守りながら、性別・年齢別のグループ構成や建物構造の配慮が妥当と考えられた。

以上、調査と討議の結果を踏まえて、ケア・ガイドラインを策定した。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

学会発表

日本子どもの虐待防止学会 第 16 回学術集会くまもと大会 分科会

「性的虐待を受けて児童福祉施設に入所中の子どもへのケアの現状とケア・ガイドライン（試案）に関する報告」

高田豊司；ケア・ガイドライン Step 1 ～ 2（児童養護施設の立場から）

中村有生；ケア・ガイドライン Step2～3（情緒障害児短期治療施設の立場から）

伊庭千恵；施設路児童相談所の連携（児童相談所の立場から）

H. 知的財産権の出願・登録情報

該当しない